

特別緑地保全地区の指定要件

都市緑地法第12条第1項

都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

| | | |
|-----|---|--|
| 第1号 | | 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの |
| 第2号 | | 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの |
| 第3号 | イ | 風致又は景観が優れていること |
| | ロ | 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること |